

今回のテーマ：新型コロナウイルスは、労災認定されるのか！？

Q. 新型コロナウイルスに感染した場合、労災認定されるのでしょうか？

A. まず、結論から言うと、労災認定される可能性は大いにあります。
厚生労働省は、4月28日に「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」(基補発 0428 第1号)という通達を发出しており、その中でコロナと労災認定との考え方を明らかにしています。

労災が認められるには、業務遂行性と業務起因性の2つが認められる必要があります。業務遂行性とは「労働者が労働契約に基づいて事業主の支配管理下にある状態だったかどうか」ということです。業務起因性とは「業務と発症との間に因果関係はあったのか?」ということなのです。

通達によると、感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象となるということです。また、感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる次のような労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したときには、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断するとしています。

(ア) 複数(請求人を含む)の感染者が確認された労働環境下での業務

(イ) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

どちらにしても、労災認定される可能性があるということをお伝えさせていただきます。

新型コロナウイルスに感染した場合、労災認定されることはあります！

.....

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



.....

執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！